

現規程	改正案	備考
<p style="text-align: center;">第3章 所属団体</p> <p>第59条〔加盟チームの権利及び義務〕</p> <p>1. 加盟チームは、次の事項に関する権利を有する。</p> <p>(1) 所在地の都道府県サッカー協会の組織単位としてその施策に参与すること</p> <p>(2) 本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加すること（ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる）</p> <p>2. 加盟チームは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。</p> <p>(1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること</p> <p>(2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること</p> <p>(3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること</p> <p>(4) 第7章〔審判〕に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること（サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する）</p> <p>(5) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意する</p>	<p style="text-align: center;">第3章 所属団体</p> <p>第59条〔加盟チームの権利及び義務〕</p> <p>1. 加盟チームは、次の事項に関する権利を有する。</p> <p>(1) 所在地の都道府県サッカー協会の組織単位としてその施策に参与すること</p> <p>(2) 本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加すること（ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる）</p> <p>2. 加盟チームは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。</p> <p>(1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること</p> <p>(2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること</p> <p>(3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること</p> <p>(4) 第7章〔審判〕に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること（サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する）</p> <p>(5) <u>代表者、監督及びコーチを登録すること（ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする）</u></p> <p>(6) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意する</p>	<p>代表者、監督の加盟チームへの登録義務を明確化する</p>

こと

- (6) F I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと
- (7) いかなる時でも F I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又は C A S の規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること。
- (8) 所属選手が F I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又は C A S の規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること。
- (9) 競技規則を尊重すること。
- (10) 本規程及びその附属規程並びに F I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること。

- 3. 加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
- 4. 加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり 2,000 円）を納付しなければならない。ただし、J F A 公認指導者登録が完了している監督については免除する。

(中略)

こと

- (7) F I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと
- (8) いかなる時でも F I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又は C A S の規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること。
- (9) 所属選手が F I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又は C A S の規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること。
- (10) 競技規則を尊重すること。
- (11) 本規程及びその附属規程並びに F I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること。

- 3. 加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
- 4. 加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり 2,000 円）を納付しなければならない。ただし、J F A 公認指導者登録が完了している監督については免除する。

(中略)

第12章 懲罰

第201条〔規律委員会及び裁定委員会〕

本協会の規律委員会及び裁定委員会は、本協会に加盟又は登録する個人（選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）並びに団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟、Ｊリーグ及び準加盟チーム、以下本章において「加盟団体」という）に対し、本規程及び懲罰規程に従い、懲罰を科することができる。

（中略）

第203条〔不服申立委員会〕

1. 本協会の不服申立委員会は、本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、前条に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会により科された懲罰について、当該懲罰を科された当事者からの申立てに基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。
2. 前項の不服申立委員会による不服申立に関する事項は、本協会懲罰規程の定めるところによる。
3. 前2項の規定による不服申立委員会の決定は最終とする。

第12章 懲罰

第201条〔規律委員会及び裁定委員会〕

1. 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、本協会に加盟する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟、Ｊリーグ及び準加盟チーム、以下本章において「加盟団体」という）並びに登録する個人（選手、監督、コーチ、審判、加盟団体の代表者、加盟団体の役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）に対し、本規程及び懲罰規程に従い、懲罰を科することができる。
2. 違反行為が発生した時点において本協会に加盟している加盟団体及び登録している選手等については、その後本協会を脱退し、又は登録を抹消した場合においても、本協会の規律委員会及び裁定委員会は懲罰を科することができる。

（中略）

第203条〔不服申立委員会〕

1. 本協会の不服申立委員会は、本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、前条に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会により科された懲罰について、当該懲罰を科された当事者からの申立てに基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。なお、本規程第201条第2項は、不服申立委員会が科す懲罰にも適用されるものとする。
2. 前項の不服申立委員会による不服申立に関する事項は、本協会懲罰規程の定めるところによる。
3. 前2項の規定による不服申立委員会の決定は最終とする。

本協会の管轄権について文言を整理した（加盟団体の代表者を明記）

違反行為時の本協会加盟団体及び選手等が、その後登録を抹消した場合でも懲罰権が及ぶことを明確にした。

不服申立委員会が科す懲罰にも適用されることを明記。